

2019年10月・不動産

消費税10%に

店長・佐藤 和典



今月より消費税が8%から10%に増税されました。私どもが取り扱っている不動産には意外と非課税のものもあります。

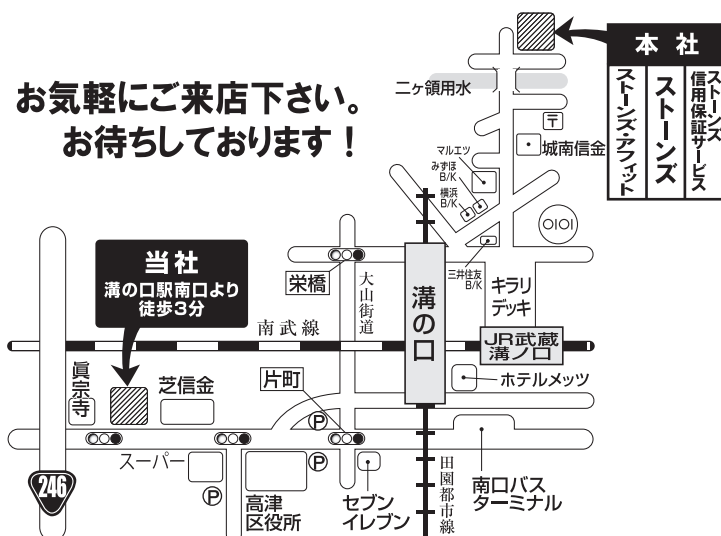
- ①個人が売主となり自宅や収益不動産を売却する場合には売買価格がいくら高額になろうとも非課税です。
- ②土地は非課税です。土地を購入し、建物を建築する場合は建築費に課税されます。
- ③宅建業者等が分譲する建売住宅等は通常税込価格で表示されていますが、総額のうち土地部分は非課税で、建物価格が課税対象です。
- ④新築マンションや業者による再販マンションの場合も③同様土地の持分に相当する価格と建物の価格に按分され、建物価格が課税対象となります。
- ⑤私ども仲介業者が頂戴する仲介手数料に対しては10%が課税されます。

税制を含む不動産に関するご不明点はぜひ当社にご相談ください。

物件高く買い取ります!!

近所の人に売却を知られたくない、早期に換金したい等々…。一般に売り出したいかたは私どもに一度ご相談下さい。物件の大小などは問いません。お気軽にご連絡下さい！（秘密厳守）

お気軽にご来店下さい。
お待ちしております！



②=当社には駐車場がありません。お車でのご越しの際は近隣のコインパーキングをご利用ください。ご来店中の駐車料金は当社が負担いたします。

9月はこんな仕事をいたしました

- 以前お取引させていただいたお客様から趣味繋がりのご友人をご紹介いただきました！ご紹介者様、ありがとうございます。ご希望に近い賃貸物件が見つかりました！
- 先月ご成約の中古マンション2件の決済とお引渡しが完了しました！どちらのお客様も新しい街に早くなじんでいただき、楽しくお暮しになることを祈っております！
- 10年以上前にお取引いただいたお客様から近隣との土地問題解決の依頼を受けました。うまく出口を見つけて、全ての関係者の皆さまにご納得いただけるよう進めたいと思っております
- いつもお声がけくださる方から新しいお客様のご紹介をいただきました。ご紹介様のためにも、頑張ってお探します！ etc. etc. . .

今月も多くご用命いただきありがとうございます



多くの皆さまから新規のお客様のご紹介や資産整理のご相談をいただき、ありがとうございます。ご信頼に応えられるよう全力で頑張ります！

争続を避けるため 相続を考えた査定をしましょう

まだまだ元気だ！大丈夫！と思っけていても、突然の病に倒れたり、急に判断能力を失うかもしれません!!

転ばぬ先の杖

資産整理や遺産分割のための査定依頼を多くいただくようになってきております。「終活」ブームの昨今、お元気なうちから相続準備を始める方が増えています。我が家の資産はどれくらいあって、相続の際に税金がかかるのか知っておくことは大切です。当社では遺産分割協議にも役立つ不動産の査定業務を承ります。査定費用など、詳細に関しては当社スタッフにお問い合わせください。

査定依頼受付中!!

建物の解体・不用品処分 請負います！

古家の解体工事、庭石の移動、事務所移転に伴う不用品処分等承ります！断捨離で空いたスペースを有効活用しましょう！

**売買
専門**

ストーンズ・グループ
株式会社 バード

神奈川県知事(1)第29023号 (公社)全日本不動産協会会員 (公社)不動産保証協会会員

〒213-0033 川崎市高津区下作延2-5-39

☎ **044-888-2240**

<https://www.bird-i.co.jp>